

「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和3年12月22日
厚生労働省

今般制定された「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第 号）」については、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第39条第4項第8号及び行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第4条第2項に該当することから、法第39条第1項に規定する意見公募手続を実施しませんでしたので、その旨ご報告します。

担当：厚生労働省 労働基準局労災管理課